

使用料規程（抜すい） 新旧対照表

変更後	6月7日届出規程
<p>第17節 その他                      (以下略)                      附則                      (実施の日)                      この使用料規程のうち、第2章第1節4カラオケ施設における演奏等、10音楽教室における演奏等の規定については、平成30年3月7日から実施する。</p>	<p>第17節 その他                      (以下略)                      附則                      (実施の日)                      この使用料規程のうち、第2章第1節4カラオケ施設における演奏等、10音楽教室における演奏等の規定については、平成30年1月1日から実施する。</p>